

新銀行東京 規定集

(法人のお客さま)

目次

法人用普通預金および 決済用預金取引規定……………P.4

- 第1条 預金の種類
- 第2条 取引時確認
- 第3条 反社会的勢力との取り引き拒絶
- 第4条 取扱店の範囲
- 第5条 預金の預け入れ
- 第6条 証券類の受け入れ
- 第7条 受入証券類の決済、不渡り
- 第8条 振り込み金の受け入れ
- 第9条 預金の払い戻し等
- 第10条 普通預金の利息の支払い
- 第11条 届け出事項の変更、通帳の再発行等
- 第12条 解約
- 第13条 印鑑照合等
- 第14条 譲渡、質入れの禁止
- 第15条 通知および告知方法
- 第16条 お客さま情報の取り扱い
- 第17条 システム障害、災害などに関する免責事項など
- 第18条 保険事故発生時における預金者からの相殺
- 第19条 準拠法および管轄裁判所
- 第20条 本規定の変更
- 第21条 規定の準用

定期預金取引規定 (法人用・通帳式)……………P.9

自由金利型定期預金(M型)：自動継続

- 第1条 自動継続
- 第2条 預金の預け入れ
- 第3条 利息
- 第4条 預金の解約、書替継続
- 第5条 届け出事項の変更、通帳の再発行等
- 第6条 解約
- 第7条 印鑑照合
- 第8条 譲渡、質入れの禁止
- 第9条 保険事故発生時における預金者からの相殺
- 第10条 お客さま情報の取り扱い
- 第11条 システム障害、災害などに関する免責事項など
- 第12条 準拠法および管轄裁判所
- 第13条 本規定の変更
- 第14条 規定の準用

自由金利型定期預金(M型)

- 第1条 預金の支払い時期等
- 第2条 預金の預け入れ
- 第3条 利息
- 第4条 預金の解約、書替継続
- 第5条 届け出事項の変更、通帳の再発行等
- 第6条 解約
- 第7条 印鑑照合
- 第8条 譲渡、質入れの禁止
- 第9条 保険事故発生時における預金者からの相殺
- 第10条 お客さま情報の取り扱い
- 第11条 システム障害、災害などに関する免責事項など
- 第12条 準拠法および管轄裁判所
- 第13条 本規定の変更

- 第14条 規定の準用

自由金利型定期預金：自動継続

- 第1条 自動継続
- 第2条 預金の預け入れ
- 第3条 利息
- 第4条 預金の解約、書替継続
- 第5条 届け出事項の変更、通帳の再発行等
- 第6条 解約
- 第7条 印鑑照合
- 第8条 譲渡、質入れの禁止
- 第9条 保険事故発生時における預金者からの相殺
- 第10条 お客さま情報の取り扱い
- 第11条 システム障害、災害などに関する免責事項など
- 第12条 準拠法および管轄裁判所
- 第13条 本規定の変更
- 第14条 規定の準用

自由金利型定期預金

- 第1条 預金の支払い時期
- 第2条 預金の預け入れ
- 第3条 利息
- 第4条 預金の解約、書替継続
- 第5条 届け出事項の変更、通帳の再発行等
- 第6条 解約
- 第7条 印鑑照合
- 第8条 譲渡、質入れの禁止
- 第9条 保険事故発生時における預金者からの相殺
- 第10条 お客さま情報の取り扱い
- 第11条 システム障害、災害などに関する免責事項など
- 第12条 準拠法および管轄裁判所
- 第13条 本規定の変更
- 第14条 規定の準用

変動金利定期預金(法人用)

- 第1条 自動継続
- 第2条 預金の預け入れ
- 第3条 利率の変更
- 第4条 利息
- 第5条 預金の解約、書替継続
- 第6条 届け出事項の変更、通帳の再発行等
- 第7条 解約
- 第8条 印鑑照合
- 第9条 譲渡、質入れの禁止
- 第10条 保険事故発生時における預金者からの相殺
- 第11条 お客さま情報の取り扱い
- 第12条 システム障害、災害などに関する免責事項など
- 第13条 準拠法および管轄裁判所
- 第14条 本規定の変更
- 第15条 規定の準用

定期預金取引規定 (法人用：ステートメント式)……………P.31

積立定期預金

- 第1条 預金の預け入れ等
- 第2条 口座振替による預け入れ

- 第3条 預金の支払時期
- 第4条 利息
- 第5条 預金の解約
- 第6条 届出事項の変更等
- 第7条 印鑑照合
- 第8条 譲渡、質入れの禁止
- 第9条 保険事故発生時における預金者からの相殺
- 第10条 お客さま情報の取り扱い
- 第11条 システム障害、災害などに関する免責事項など
- 第12条 準拠法および管轄裁判所
- 第13条 本規定の変更
- 第14条 規定の準用

振込規定……………P.35

- 第1条 適用範囲
- 第2条 振り込みの依頼
- 第3条 振り込み契約の成立
- 第4条 振込通知の発信
- 第5条 証券類による振り込み
- 第6条 取り引き内容の照会等
- 第7条 依頼内容の変更
- 第8条 組み戻し
- 第9条 通知・照会の連絡先
- 第10条 手数料
- 第11条 災害等による免責
- 第12条 譲渡、質入れの禁止
- 第13条 預金規定等の適用

キャッシュカード規定……………P.38

- 第1条 カードの利用
- 第2条 カードの有効期限
- 第3条 自動機による預金の預け入れ
- 第4条 自動機による預金の払い戻し
- 第5条 自動機による振り込み
- 第6条 自動機利用手数料
- 第7条 カードによる預け入れ・払い戻し・振り込み金額等の通帳記入
- 第8条 カード・暗証の管理等
- 第9条 偽造カード等による払い戻し等
- 第10条 盗難カードによる払い戻し等
- 第11条 カードの紛失、届け出事項の変更等
- 第12条 カードの再発行等
- 第13条 自動機への誤入力等、自動機故障時の取り扱い
- 第14条 解約、カードの利用停止等
- 第15条 カードの所有権、譲渡、質入れ等の禁止
- 第16条 規定の準用
- 第17条 規定の変更等

キャッシュカード盗難保険規定……………P.42

- 第1条 カードの盗難、紛失、偽造または変造などの届け出
- 第2条 保険金支払の対象期間および限度額
- 第3条 保険金が支払われない場合
- 第4条 他の保険契約がある場合の取扱
- 第5条 本規定の変更
- 第6条 規定の準用

法人用普通預金および決済用預金取引規定

株式会社新銀行東京（以下「当行」といいます。）と法人用の普通預金または決済用預金（あわせて以下「本預金」といいます。）の口座取り引きを行う法人のお客さまにつきましては、下記条項の他、別途定める各取引規定についても確認し、同意したものとしてお取り扱いいたします。

第1条. 預金の種類

1. 本規定は、法人用の普通預金（以下「普通預金」といいます。）および決済用預金（以下「決済用預金」といいます。）について定めます。
2. 普通預金については、第10条の規定にしたがって利息をお支払いいたします。決済用預金は、無利息になります。
3. お客さまには、口座開設時に、普通預金と決済用預金のいずれかをご選択いただけます。
4. 口座開設後は、普通預金から決済用預金への変更、決済用預金から普通預金の変更は、いずれもできません。

第2条. 取引時確認

1. 取り引きにあたっては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令（以下「犯罪収益移転防止法等」といいます。）所定の方法により、取引時確認を行います。本人特定事項に虚偽の告知があった場合、犯罪収益移転防止法等により罰せられることがあります。
2. 新規口座開設時には取引時確認を行います。取引時確認は、当行所定のご本人さまをご確認できる書類を当行営業店窓口にてご提出いただくことにより行います。当行が必要と認めた場合は、お届けの電話番号等へ連絡させていただくことがあります。
 - (1) 取引時確認は、名称、所在地（本人特定事項といいます。）に加え、取引を行う目的、定款や登記事項証明書等の書類により、事業内容の確認を行います。また、取り引きを行う方（代理人等）の運転免許証等の提示を受けてその方の氏名、住所および生年月日（本人特定事項といいます。）を確認します。また、実質の支配者の有無および実質の支配者がいる場合にはその方の本人特定事項の確認を行います。
 - (2) お客さまが国、地方公共団体、独立行政法人、上場企業等の場合は、取り引きを行う方（代理人等）の運転免許証等の提示を受けてその方の氏名、住所および生年月日を確認します。
 - (3) 法人格を有しないお客さま（人格のない社団・財団）の場合は、取引を行う方（代理人等）の運転免許証等の提示を受けてその方の氏名、住所および生年月日の確認を行うと共に申告を受ける方法により取引を行う目的および事業の内容の確認を行います。
3. 口座開設後、犯罪収益移転防止法等所定の取引時確認が必要な場合、または、お客さまが虚偽の告知を行った疑いがある場合やなりすましの疑いがある場合、その他当行が必要と認めた場合は、口座開設時に確認した証明書類以外の証明書類の提出を求めることがあります。また、さらにお取り引き内容によっては、お客さまの貸借対照表、損益計算書等により資産および収入の状況についての確認をさせていただく場合があります。これらの書類の提出がない場合、当行はお取引の全部または一部を停止し、もしくは口座を解約することがあります（当行が定める期日までに当行に連絡がない場合、お届けの住所に発送したご本人さまをご確認できる書類の提出を求める通知書が不着のため当行に返送された場合、お届けの電話番号に連絡がとれない場合を含みます。）。
4. 第3項により当行がお取り引きの全部または一部を停止し、または預金口座を解約したことによってお客さまに損害が生じても、当行は一切責任を負いません。

第3条. 反社会的勢力との取り引き拒絶

この預金口座は、第12条各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第4条. 取扱店の範囲

本預金は当行営業店窓口で預け入れまたは払い戻しができます。なお、払い戻しについては、あらかじめ当行に登録された印影と届け出の印章との照合手続きを受けたものに限りま

第5条. 預金の預け入れ

本預金口座の預け入れについては、当行営業店窓口での預け入れ、もしくは当行もしくは当行と現金自動預入支払機（以下「自動機」といいます。）の共同利用による現金預入支払業務につき提携している金融機関（以下「提携先」といいます。）の自動機での受け入れ、または内国為替による振込金の受け入れによるものとします。なお、当行営業店窓口での預け入れについては、お客さまが当行にお持ちの預金口座間の振り替えのみお取り扱いし、現金の預け入れにつきましては原則お取り扱いいたしません。

第6条. 証券類の受け入れ

1. 本預金口座には、現金のほか、手形、小切手その他の証券（以下「証券類」といいます。）を受け入れる場合がございます。ただし、当行で受け入れる証券類の種類は当行所定のものに限らせていただきます。
2. 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
3. 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
4. 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
5. 証券類の取り立てのためとくに費用を要する場合は、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第7条. 受入証券類の決済、不渡り

1. 証券類は受入店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払い戻しはできません。
2. 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届け出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金または決済用預金元帳から引き落とし、その証券類は返却します。
3. 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

第8条. 振り込み金の受け入れ

1. 本預金口座には、内国為替による振り込み金を受け入れます。
2. 本預金口座への振り込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤送信による取消通知があった場合には、振り込み金の入金記帳を取り消します。

第9条. 預金の払い戻し等

1. 本預金を払い戻すときは、当行営業店窓口、もしくは提携先の自動機での払い戻し、または内国為替による振り込みの方法での払い戻しによるものとします。なお、当行営業店窓口での払い戻しについては、当行のお客さまの預金口座への振り替えまたは当行もしくは他行の預金口座への振り込みのみお取り扱いし、現金の払い戻しにつきましては原則お取り扱いいたしません。
2. 本預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
3. 当行営業店窓口にて第1項記載の方法にて払い戻しをするときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（または暗証）により記名押印（または暗証を記載）して、通帳とともに提出してください。
4. 同日に数件の払い戻しをする場合にその払戻総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを払い戻すかは当行の任意とします。

第10条. 普通預金の利息の支払い

1. 普通預金の利息は、毎日の最終残高（ただし、受け入れた証券類の金額は、決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について、付利単位を100円とし毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、普通預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更し

ます。

2. 前項に定める計算により生じた1円未満の端数は切り捨てとなります。

第11条 届け出事項の変更、通帳の再発行等

1. 預金口座の開設等の際には、法令で定める取引時確認等を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに所定の手続に基づき当行に届け出てください。
2. 印章、キャッシュカード、通帳を紛失したとき、または、印章、商号、代表者名、住所その他の届け出事項に変更があった場合には、直ちに所定の手続きに基づき、当行に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、第1項における届け出事項に変更があった場合は、当行はお取り引きの全部または一部を停止し、もしくは口座を解約することがあります。
3. 印章、通帳を失った場合、当行営業店窓口での本預金の払い戻し、解約、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
4. 通帳、キャッシュカードを再発行する場合は所定の手数料をお支払ください。

第12条 解約

1. 本預金口座を解約する場合には、通帳とあらかじめ届け出の印章を持参のうえ、当行営業店窓口へ申し出てください。当行に登録された印影と届け出の印章との照合手続きのうえ、所定の手続きをいたします。キャッシュカードは当行に返却するか、お客さまの責任において破棄してください。
2. 解約により預金などが残る場合には、お客さまの当行または当行以外の金融機関口座への振り込み、当該金額の線引小切手の交付または郵送その他当行所定の方法で最終元利金のお支払いをいたします。これにより当行はお客さまに対するすべての責任を免れることができますものとします。なお、当該小切手を当行営業店窓口にお持ちいただいた場合でも、現金のお支払いにつきましては原則お取り扱いいたしません。
3. お客さまが次の各号のいずれか一つにでも該当した場合、当行は直ちに本預金取り引きの全部または一部を停止し、またはお客さまに通知することにより、本預金口座を解約できるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - (1) 本預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
 - (2) 口座開設時の届け出内容に虚偽があったことが明らかになったとき、または口座開設時の提出書類が真正でないことが判明したとき
 - (3) 本預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - (4) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (5) 預金者（法人の役員等を含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与

をしていると認められる関係を有すること

- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (6) 預金者（法人の役員等を含む。）が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をしたとき
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他、A からD に準ずる行為
- (7) 第2条第3項の定めにより再度証明書類の提出を求めたものの、提出がない場合
- (8) 当行のサービス提供に関する諸手数料の支払いがなかったとき
- (9) お客さまの所在が不明となったとき
- (10) お客さまが本規定に違反したとき
- (11) 前各号に掲げるほか、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき
4. 本預金が、当行所定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行は本預金取り引きを停止し、または預金者に通知することにより本預金取り引きを解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に停止または解約できるものとします。
5. 第3項および前項による預金取り引きの停止または預金口座の解約によってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。
6. 第3項もしくは第4項により預金取り引きが停止され、解約を求める場合、または預金口座が解約され残高がある場合には、当行所定の方法により申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、別途定める本人特定事項の確認のための証明書類その他必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第13条. 印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または記入された暗証）を届け出の印章（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第14条. 譲渡、質入れの禁止

1. 普通預金もしくは決済用預金または本預金口座取り引きにかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることができません。
2. 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第15条. 通知および告知方法

1. お客さまは、当行からの通知および告知が当行所定のインターネットホームページへの掲載、電子メールまたはその他の方法により行われることに同意するものとします。
2. 当行がお客さまより届けられた住所または電子メールアドレスに郵便物、電子メールなどを郵送または送信したうえは、通信事情などの理由により延着し、または到着しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第16条. お客さま情報の取り扱い

1. 情報の取り扱い
当行との本預金取り引きに関し、当行はお客さまの情報を当行および当行の関連会社、代理人、その他の第三者に処理させることができるものとします。また、法令、裁判手続きその他の法的手続きまたは監督官庁により、顧客情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

2. 利用目的

当行は、お客さまの情報を以下の目的で利用することとします。

- (1) 預金口座、金融商品・サービスおよびそれに付帯するサービス、その他銀行が法令に基づき営むことができる業務およびこれらに付随する業務をご提供するため
 - (2) お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - (3) 各種お取引引きの解約やお取引引き解約後の事後管理のため
 - (4) 融資の実行および継続に際しての判断のため
 - (5) 金融商品・サービスのご購入に際しての取引時確認およびお取引引き適格性、その他お取引引きを開始するか否かの判断または確認のため
 - (6) 金融商品・サービスの開発・研究やアンケートを行うため
 - (7) 金融商品・サービスのご案内を行うため
 - (8) 適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - (9) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - (10) 当行が他社から委託を受けたダイレクトメールの送付を行うため
 - (11) その他お客さまとのお取引引き・契約を適切かつ円滑に履行するため
- なお、利用目的 (7) および (10) に定める当行または第三者の商品・サービス案内等のダイレクトメールを希望されないお客さまは、その旨お申し出ください。かかるお申し出を理由に、口座開設をお断りすることはありません。

第17条. システム障害、災害などに関する免責事項など

1. 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューターなどの障害によりサービスの取り扱いに遅延、不能などが生じたときはそれによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
2. 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴などがなされたことによりパスワードやお取引引き情報などが漏洩したときはそれによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. 天災、火災、騒乱などの不可抗力、お客さままたは通信事業者など第三者の通信機器、回線、コンピューターの障害ならびに電話の不通など、または裁判所など公的機関の措置など、当行の責によらない事由によりお取引引きが遅延、または不能となった場合には、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
4. 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったときは、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第18条. 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. 本預金は当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより、相殺することができます。なお、本預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、または第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借り入れ金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当行に提出してください。ただし、本預金で担保される債務がある場合には、当該債務、当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務からそれぞれ相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- (1) 普通預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借り入れ金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借り入れ金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当行は請求しないものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 5. 第1項により相殺する場合において借り入れ金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借り入れ金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第19条. 準拠法および管轄裁判所

1. 当行との本預金取り引きには日本法が適用されます。
2. 当行との本預金取り引きに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第20条. 本規定の変更

当行はお客さまに事前に通知することなく本規定を変更できるものとし、当行営業店窓口およびインターネットホームページ上に掲載することにより、お客さまに事前に変更内容を告知するものとします。

第21条. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の他の規則その他当行営業店窓口またはインターネットホームページへの掲載内容により取り扱います。

以上

平成29年1月1日現在

定期預金取引規定（法人用・通帳式）

【自由金利型定期預金（M型）：自動継続】

株式会社新銀行東京（以下「当行」といいます。）と法人用の自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「本預金」といいます。）の口座取り引きを行う法人のお客さまにつきましては、下記条項の他、別途定める各取引規定についても確認し、同意したものとしてお取り扱いいたします。

第1条. 自動継続

1. 本預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
2. 本預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、本預金の預け入れの際、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
3. 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当行に申し出てください。この申し出があったときは、本預金は満期日以後に第4条第2項所定の方法により払い戻します。
4. 初回満期日より自動継続扱いにて10年を経過した場合は、解約・新規の手続きにより新定期に切り替えてください。

第2条. 預金の預け入れ

1. 本預金の預け入れ件数は1口座20件までとします。
2. 本預金の預け入れ金額は一口100円以上1円単位で100億円未満とします。
3. 本預金口座では、手形、小切手その他の証券類の受け入れはできません。
4. 本預金の当行営業店窓口での預け入れについては、お客さまが当行にお持ちの預金口座間の振り替えの方法によるものとします。

第3条. 利息

1. 本預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といい

ます。)によって計算し(利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。)、満期日に次項に定める方法により支払います。

なお、預入期間を3年、5年とした単利扱いの本預金の利息の支払いは次によります。

- (1) 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および通帳記載の中間払利率(継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切り捨てます。)によって計算した中間払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間払日に指定口座へ入金する方法により支払います。
 - (2) 中間払利息(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差し引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。
 - (3) 満期払利息および中間払利息ともに利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てとなります。
2. 本預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。
- (1) 預入日の1年後の応当日を満期日とした本預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
 - (2) 預入日の3年または5年後の応当日を満期日とした本預金の中間払利息は、中間払日に指定口座へ入金します。また満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金して継続します。
 - (3) 利息を指定口座へ入金できない場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。なお、当行営業店窓口での支払いについては、お客さまが当行にお持ちの預金口座への振り替えまたは当行または他行の預金口座への振り込みのみお取り扱いし、現金の支払いにつきましては原則お取り扱いいたしません。
3. 継続を停止した場合の本預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後に本預金とともに第4条第2項所定の方法により支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します(利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。)
4. 当行がやむをえないものと認めて本預金を満期日前に全部解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切り捨てます。)によって計算し(利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。)、本預金とともに第4条第2項所定の方法により支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。
- (1) 預入日の1年後を満期日とした場合
 - ① 6カ月未満・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6カ月以上1年未満・・・約定利率×50%
 - (2) 預入日の3年後を満期日とした場合
 - ① 6カ月未満・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6カ月以上1年未満・・・約定利率×40%
 - ③ 1年以上1年6カ月未満・・・約定利率×50%
 - ④ 1年6カ月以上2年未満・・・約定利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6カ月未満・・・約定利率×70%
 - ⑥ 2年6カ月以上3年未満・・・約定利率×90%
 - (3) 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合
 - ① 6カ月未満・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6カ月以上1年未満・・・約定利率×30%

- ③ 1年以上1年6カ月未満・・・約定利率×40%
- ④ 1年6カ月以上2年未満・・・約定利率×50%
- ⑤ 2年以上2年6カ月未満・・・約定利率×60%
- ⑥ 2年6カ月以上3年未満・・・約定利率×70%
- ⑦ 3年以上4年未満・・・約定利率×80%
- ⑧ 4年以上5年未満・・・約定利率×90%

なお、この計算により生じた1円未満の端数は切り捨てとなります。

5. 預入期間が1年の本預金については、一部解約ができません。
6. 預入期間が3年または5年の本預金については、当行がやむをえないものと認めて、預入日の1年後の応当日（据置期間満了日）以後に1万円以上1万円単位の金額で満期日前に一部解約する場合、解約する部分についての利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について第4項に定める預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算し（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）、一部解約する預金元金とともに第4条第2項所定の方法により支払います。なお、一部解約は最大10回までとし、一部解約後の残金は100円以上となることとします。
7. 前項による一部解約後の残りの預金についての利息は、一部解約日以降も約定利率を適用して計算します（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）。ただし、一部解約することにより、本預金の預入日（継続をしたときはその継続日）における一部解約後の残りの預金の残高に応じた利率（以下「この利率」といいます。）が、約定利率と異なる場合は、本預金の預入日（継続をしたときはその継続日）から、この利率を適用して計算します（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）。
8. 本預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第4条. 預金の解約、書替継続

1. 本預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに当行へ提出してください。
2. 当行営業店窓口での解約時の払い戻しについては、お客さまが当行にお持ちの預金口座への振り替えまたは当行もしくは他行の預金口座への振り込みのみお取り扱いし、現金の払い戻しにつきましては原則お取り扱いいたしません。

第5条. 届け出事項の変更、通帳の再発行等

1. 印章もしくは通帳を失ったとき、または、印章、商号、代表者名、住所その他の届け出事項に変更があったときは、直ちに所定の手続きに基づき、当行に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 印章または通帳を失った場合の本預金元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
3. 通帳を再発行する場合は所定の手数料をお支払いください。

第6条. 解約

1. 本預金口座を解約する場合には、通帳とあらかじめ届け出の印章を持参のうえ、当行営業店窓口へ申し出てください。当行に登録された印影と届け出の印章との照合手続きのうえ、所定の手続きをいたします。
2. 解約により預金などが残る場合には、お客さまの当行または当行以外の金融機関口座への振り込み、当該金額の線引小切手の交付または郵送その他当行所定の方法で最終元利金のお支払いをいたします。これにより当行はお客さまに対するすべての責任を免れることができますものとします。なお、当該小切手を当行営業店窓口にお持ちいただいた場合でも、現金のお支払いにつきましては原則お取り扱いいたしません。
3. お客さまが次の各号のいずれか一つにでも該当した場合、当行は直ちに本預金取り引きの全部または一部を停止し、またはお客さまに通知することにより、本預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあて

て発信したときに解約されたものとします。

- (1) 本預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
 - (2) 口座開設時の届け出内容に虚偽があったことが明らかになったとき、または口座開設時の提出書類が真正でないことが判明したとき
 - (3) 本預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - (4) 口座開設後、犯罪収益移転防止法等所定の取引時確認が必要な場合、その他当行が必要と認めた場合で、再度当行が指定する証明書類の提出を求め、その提出がないとき（当行が定める期日までに当行に連絡がない場合、お届けの住所に発送したご本人さまをご確認できる書類の提出を求める通知書が不着のため当行に返送された場合、お届けの電話番号に連絡がとれない場合を含みます。）
 - (5) 当行のサービス提供に関する諸手数料の支払いがなかったとき
 - (6) お客様の所在が不明となったとき
 - (7) お客様が本規定に違反したとき
 - (8) 前各号に掲げるほか、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき
4. 本預金が、当行所定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行は本預金取り引きを停止し、または預金者に通知することにより本預金取り引きを解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に停止または解約できるものとします。
 5. 第3項および前項による預金取り引きの停止または預金口座の解約によってお客様に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 6. 第3項もしくは第4項により預金取り引きが停止され、解約を求める場合、または預金口座が解約され残高がある場合には、当行所定の方法により申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、別途定める本人特定事項の確認のための証明書類その他必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第7条. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第8条. 譲渡、質入れの禁止

1. 本預金または本預金口座取り引きにかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることができません。
2. 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第9条. 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. 本預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借り入れ金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、本預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借り入れ金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当行に提出してください。ただし、本預金で担保される債務がある場合には、当該債務、また当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當い

たします。

- (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) 本預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借り入れ金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借り入れ金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当行は請求しないものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借り入れ金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借り入れ金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第10条. お客さま情報の取り扱い

1. 情報の取り扱い

当行との本預金取り引きに関し、当行はお客さまの情報を当行および当行の関連会社、代理人、その他の第三者に処理させることができるものとします。また、法令、裁判手続きその他の法的手続きまたは監督官庁により、顧客情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

2. 利用目的

当行は、お客さまの情報を以下の目的で利用することとします。

- (1) 預金口座、金融商品・サービスおよびそれに付帯するサービス、その他銀行が法令に基づき営むことができる業務およびこれらに付随する業務をご提供するため
- (2) お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (3) 各種お取り引きの解約やお取り引き解約後の事後管理のため
- (4) 融資の実行および継続に際しての判断のため
- (5) 金融商品・サービスのご購入に際しての取引時確認および取り引き適格性、その他取り引きを開始するか否かの判断または確認のため
- (6) 金融商品・サービスの開発・研究やアンケートを行うため
- (7) 金融商品・サービスのご案内を行うため
- (8) 適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- (9) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (10) 当行が他社から委託を受けたダイレクトメールの送付を行うため
- (11) その他お客さまとの取り引き・契約を適切かつ円滑に履行するため

なお、利用目的 (7) および (10) に定める当行または第三者の商品・サービス案内等のダイレクトメールを希望されないお客さまは、その旨お申し出ください。かかるお申し出を理由に、口座開設をお断りすることはありません。

第11条. システム障害、災害などに関する免責事項など

1. 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューターなどの障害によりサービスの取り扱いに遅延、不能などが生じたときはそれによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
2. 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴などがなされたことにより取り引き情報などが漏洩したときはそれによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. 天災、火災、騒乱などの不可抗力、または裁判所など公的機関の措置など、当行の責によらない事由により取り引きが遅延、または不能となった場合には、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

4. 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったときは、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第12条. 準拠法および管轄裁判所

1. 当行との本預金取り引きには日本法が適用されます。
2. 当行との本預金取り引きに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第13条. 本規定の変更

当行はお客さまに事前に通知することなく本規定を変更できるものとし、当行営業店窓口およびインターネットホームページ上に掲載することにより、お客さまに事前に変更内容を告知するものとします。

第14条. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規則その他当行営業店窓口またはインターネットホームページへの掲載内容により取り扱います。

以上

平成29年1月1日現在

【自由金利型定期預金（M型）】

株式会社新銀行東京（以下「当行」といいます。）と法人用の自由金利型定期預金（M型）（以下「本預金」といいます。）の口座取り引きを行う法人のお客さまにつきましては、下記条項の他、別途定める各取引規定についても確認し、同意したものとしてお取り扱いいたします。

第1条. 預金の支払い時期等

1. 本預金は通帳記載の満期日以後に利息とともに第4条第2項所定の方法により支払います。
2. 自動解約入金の約定がある場合は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に第4条第2項所定の方法により支払います。

第2条. 預金の預け入れ

1. 本預金の預け入れ件数は1口座20件までとします。
2. 本預金の預け入れ金額は一口100円以上1円単位で100億円未満とします。
3. 本預金口座では、手形、小切手その他の証券類の受け入れはできません。
4. 本預金の預け入れについては、お客さまが当行にお持ちの預金口座間の当行営業店窓口での振り替えの方法のみによるものとします。

第3条. 利息

1. 本預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）、満期日以後に本預金とともに本項に定める方法により支払います。

なお、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした単利扱いの本預金の利息の支払いは次によります。

- (1) 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および通帳記載の中間払利率によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間払日以後に、指定口座へ支払います。指定口座へ入金できない場合には、当行所定の払戻請求書に記名押印して通帳とともに当行に提出してください。なお、当行営業店窓口での払い戻しについては、お客さまが当行にお持ちの預金口座への振り替えまたは他行の預金口座への振り込みのみお取り扱いし、現金の払い戻しにつきましては原則お取り扱いいたしません。
- (2) 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に本預金

とともに第4条第2項所定の方法により支払います。

- (3) 満期払利息および中間払利息ともに利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てとなります。
2. 本預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）、本預金とともに第4条第2項所定の方法により支払います。
3. 当行がやむをえないものと認めて本預金を満期日前に全部解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算し（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）、本預金とともに第4条第2項所定の方法により支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
 - (1) 預入日の1カ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした本預金の場合
 - ① 6カ月未満・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6カ月以上1年未満・・・約定利率×50%
 - ③ 1年以上3年未満・・・約定利率×70%
 - (2) 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした本預金の場合
 - ① 6カ月未満・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6カ月以上1年未満・・・約定利率×40%
 - ③ 1年以上1年6カ月未満・・・約定利率×50%
 - ④ 1年6カ月以上2年未満・・・約定利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6カ月未満・・・約定利率×70%
 - ⑥ 2年6カ月以上4年未満・・・約定利率×90%
 - (3) 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日とした本預金の場合
 - ① 6カ月未満・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6カ月以上1年未満・・・約定利率×40%
 - ③ 1年以上1年6カ月未満・・・約定利率×50%
 - ④ 1年6カ月以上2年未満・・・約定利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6カ月未満・・・約定利率×70%
 - ⑥ 2年6カ月以上3年未満・・・約定利率×80%
 - ⑦ 3年以上5年未満・・・約定利率×90%
 - (4) 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合
 - ① 6カ月未満・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6カ月以上1年未満・・・約定利率×30%
 - ③ 1年以上1年6カ月未満・・・約定利率×40%
 - ④ 1年6カ月以上2年未満・・・約定利率×50%
 - ⑤ 2年以上2年6カ月未満・・・約定利率×60%
 - ⑥ 2年6カ月以上3年未満・・・約定利率×70%
 - ⑦ 3年以上4年未満・・・約定利率×80%
 - ⑧ 4年以上5年未満・・・約定利率×90%
4. 預入期間が3年未満の本預金については、一部解約ができません。
5. 預入期間が3年以上の本預金については、当行がやむをえないものと認めて、預入日の1年後の応当日（据置期間満了日）以後に1万円以上1万円単位の金額で満期日前に一部解約する場合、解約する部分についての利息は、預入日から解約日の前日までの日数について第3項に定める預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算し（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）、一部解約する預金元金とともに第4条第2項所定の方法により支払います。なお、一部解約は最大10回までとし、一部解

約後の残金は100円以上となることとします。

- 前項による一部解約後の残りの預金についての利息は、一部解約日以降も約定利率を適用して計算します。ただし、一部解約することにより、本預金の預入日における一部解約後の残りの預金の残高に応じた利率（以下「この利率」といいます。）が、約定利率と異なる場合は、本預金の預入日から、この利率を適用して計算します（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）。
- 本預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第4条. 預金の解約、書替継続

- 本預金を解約（ただし、第1条第2項の満期日自動解約による入金の場合を除きます。）または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに当行へ提出してください。
- 当行営業店窓口での解約時の払い戻しについては、お客さまが当行にお持ちの預金口座への振り替えまたは当行もしくは他行の預金口座への振り込みのみお取り扱いし、現金の払い戻しにつきましては原則お取り扱いいたしません。

第5条. 届け出事項の変更、通帳の再発行等

- 印章もしくは通帳を失ったとき、または、印章、商号、代表者名、住所その他の届け出事項に変更があったときは、直ちに所定の手続きに基づき、当行に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 印章または通帳を失った場合の本預金元利金の払い戻し、または通帳の再発行は当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 通帳を再発行する場合は所定の手数料をお支払いください。

第6条. 解約

- 本預金口座を解約する場合には、通帳とあらかじめ届け出の印章を持参のうえ、当行営業店窓口へ申し出てください。当行に登録された印影と届け出の印章との照合手続きのうえ、所定の手続きをいたします。
- 解約により預金などが残る場合には、お客さまの当行または当行以外の金融機関口座への振り込み、当該金額の線引小切手の交付または郵送その他当行所定の方法で最終元利金のお支払いをいたします。これにより当行はお客さまに対するすべての責任を免れることができますものとします。なお、当該小切手を当行営業店窓口にお持ちいただいた場合でも、現金のお支払いにつきましては原則お取り扱いいたしません。
- お客さまが次の各号のいずれか一つにでも該当した場合、当行は直ちに本預金取り引きの全部または一部を停止し、またはお客さまに通知することにより、本預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - 本預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
 - 口座開設時の届け出内容に虚偽があったことが明らかになったとき、または口座開設時の提出書類が真正でないことが判明したとき
 - 本預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - 口座開設後、犯罪収益移転防止法等所定の取引時確認が必要な場合、その他当行が必要と認めた場合で、再度当行が指定する証明書類の提出を求め、その提出がないとき（当行が定める期日までに当行に連絡がない場合、お届けの住所に発送したご本人さまをご確認できる書類の提出を求める通知書が不着のため当行に返送された場合、お届けの電話番号に連絡がとれない場合を含みます。）
 - 当行のサービス提供に関する諸手数料の支払いがなかったとき
 - お客さまの所在が不明となったとき
 - お客さまが本規定に違反したとき

- (8) 前各号に掲げるほか、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき
4. 本預金が、当行所定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行は本預金取り引きを停止し、または預金者に通知することにより本預金取り引きを解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に停止または解約できるものとします。
 5. 第3項および前項による預金取り引きの停止または預金口座の解約によってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。
 6. 第3項もしくは第4項により預金取り引きが停止され、解約を求める場合、または預金口座が解約され残高がある場合には、当行所定の方法により申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、別途定める本人特定事項の確認のための証明書類その他必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第7条. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第8条. 譲渡、質入れの禁止

1. 本預金または本預金口座取り引きにかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることができません。
2. 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第9条. 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. 本預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借り入れ金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、本預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借り入れ金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当行に提出してください。ただし、本預金で担保される債務がある場合には、当該債務、また当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) 本預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借り入れ金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借り入れ金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当行は請求しないものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借り入れ金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借り入れ金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても

相殺することができるものとします。

第10条. お客さま情報の取り扱い

1. 情報の取り扱い

当行との本預金取り引きに関し、当行はお客さまの情報を当行および当行の関連会社、代理人、その他の第三者に処理させることができるものとします。また、法令、裁判手続きその他の法的手続きまたは監督官庁により、顧客情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

2. 利用目的

当行は、お客さまの情報を以下の目的で利用することとします。

- (1) 預金口座、金融商品・サービスおよびそれに付帯するサービス、その他銀行が法令に基づき営むことができる業務およびこれらに付随する業務をご提供するため
 - (2) お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - (3) 各種お取り引きの解約やお取り引き解約後の事後管理のため
 - (4) 融資の実行および継続に際しての判断のため
 - (5) 金融商品・サービスのご購入に際しての取引時確認および取り引き適格性、その他取り引きを開始するか否かの判断または確認のため
 - (6) 金融商品・サービスの開発・研究やアンケートを行うため
 - (7) 金融商品・サービスのご案内を行うため
 - (8) 適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - (9) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - (10) 当行が他社から委託を受けたダイレクトメールの送付を行うため
 - (11) その他お客さまとの取り引き・契約を適切かつ円滑に履行するため
- なお、利用目的(7)および(10)に定める当行または第三者の商品・サービス案内等のダイレクトメールを希望されないお客さまは、その旨お申し出ください。かかるお申し出を理由に、口座開設をお断りすることはありません。

第11条. システム障害、災害などに関する免責事項など

1. 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューターなどの障害によりサービスの取り扱いに遅延、不能などが生じたときはそれによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
2. 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴などがなされたことにより取り引き情報などが漏洩したときはそれによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. 天災、火災、騒乱などの不可抗力、または裁判所など公的機関の措置など、当行の責によらない事由により取り引きが遅延、または不能となった場合には、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
4. 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったときは、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第12条. 準拠法および管轄裁判所

1. 当行との本預金取り引きには日本法が適用されます。
2. 当行との本預金取り引きに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第13条. 本規定の変更

当行はお客さまに事前に通知することなく本規定を変更できるものとし、当行営業店窓口およびインターネットホームページ上に掲載することにより、お客さまに事前に変更内容を告知するものとします。

第14条. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規則その他当行営業店窓口またはインターネットホームページへの掲載内容により取り扱います。

以上

平成29年1月1日現在

【自由金利型定期預金：自動継続】

株式会社新銀行東京（以下「当行」といいます。）と法人用の自動継続自由金利型定期預金（以下「本預金」といいます。）の口座取り引きを行う法人のお客さまにつきましては、下記条項の他、別途定める各取引規定についても確認し、同意したものとしてお取り扱いいたします。

第1条. 自動継続

1. 本預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
2. 本預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、本預金の預け入れの際、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
3. 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当行に申し出てください。この申し出があったときは、本預金は満期日以後に第4条第2項所定の方法により払い戻します。
4. 初回満期日より自動継続扱いにて10年を経過した場合は、解約・新規の手続きにより新定期に切り替えてください。

第2条. 預金の預け入れ

1. 本預金の預け入れ件数は1口座20件までとします。
2. 本預金の預け入れ金額は当行所定の金額以上1円単位で100億円未満とします。
3. 本預金口座では、手形、小切手その他の証券類の受け入れはできません。
4. 本預金の預け入れについては、お客さまが当行にお持ちの預金口座間の当行営業店窓口での振り替えの方法のみによるものとします。

第3条. 利息

1. 本預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し（利息計算によって生じた1円未満の端数は切り捨てます。）、満期日に次項に定める方法により支払います。

なお、預入日の3年後の応当日および預入日の5年後の応当日を満期日とした本預金の利息の支払いは次によります。

- (1) 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の一年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金する方法により支払います。
 - (2) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
 - (3) 満期払利息および中間払利息ともに利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。
2. 本預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 預入日の1年後の応当日を満期日とした本預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
 - (2) 預入日の3年または5年後の応当日を満期日とした本預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
 - (3) 利息を指定口座へ入金できない場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。なお、

当行営業店窓口での支払いについては、お客さまが当行にお持ちの預金口座への振り替えまたは当行もしくは他行の預金口座への振り込みのみお取り扱いし、現金の支払いにつきましては原則お取り扱いいたしません。

3. 継続を停止した場合の本預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後に本預金とともに第4条第2項所定の方法により支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）。

4. 当行がやむをえないものと認めて本預金を満期日前に全部解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）、本預金とともに第4条第2項所定の方法により支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(1) 預入日の1カ月後の応当日の前日までに解約する場合
解約日における普通預金の利率

(2) 預入日の1カ月後の応当日以後に解約する場合には、次の①および②の算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

①約定利率×70%

②約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日に本預金の元金を当初の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

5. 本預金については、一部解約ができません。

6. 本預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第4条. 預金の解約、書替継続

1. 本預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。

2. 当行営業店窓口での解約時の払い戻しについては、お客さまが当行にお持ちの預金口座への振り替えまたは当行もしくは他行の預金口座への振り込みのみお取り扱いし、現金の払い戻しにつきましては原則お取り扱いいたしません。

第5条. 届け出事項の変更、通帳の再発行等

1. 印章もしくは通帳を失ったとき、または、印章、商号、代表者名、住所その他の届け出事項に変更があったときは、直ちに所定の手続きに基づき、当行に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. 印章または通帳を失った場合の本預金元利金の払い戻し、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

3. 通帳を再発行する場合は所定の手数料をお支払いください。

第6条. 解約

1. 本預金口座を解約する場合には、通帳とあらかじめ届け出の印章を持参のうえ、当行営業店窓口へ申し出てください。当行に登録された印影と届け出の印章との照合手続きのうえ、所定の手続きをいたします。

2. 解約により預金などが残る場合には、お客さまの当行または当行以外の金融機関口座への振り込み、当該金額の線引小切手の交付または郵送その他当行所定の方法で最終元利金のお支払いをいたします。これにより当行はお客さまに対するすべての責任を免れることができるものとします。なお、当該小切手を当

行営業店窓口にお持ちいただいた場合でも、現金のお支払いにつきましては原則お取り扱いいたしません。

3. お客さまが次の各号のいずれか一つにでも該当した場合、当行は直ちに本預金取り引きの全部または一部を停止し、またはお客さまに通知することにより、本預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - (1) 本預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
 - (2) 口座開設時の届け出内容に虚偽があったことが明らかになったとき、または口座開設時の提出書類が真正でないことが判明したとき
 - (3) 本預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - (4) 口座開設後、犯罪収益移転防止法等所定の取引時確認が必要な場合、その他当行が必要と認めた場合で、再度当行が指定する証明書類の提出を求め、その提出がないとき（当行が定める期日までに当行に連絡がない場合、お届けの住所に発送したご本人さまをご確認できる書類の提出を求める通知書が不着のため当行に返送された場合、お届けの電話番号に連絡がとれない場合を含みます。）
 - (5) 当行のサービス提供に関する諸手数料の支払いがなかったとき
 - (6) お客さまの所在が不明となったとき
 - (7) お客さまが本規定に違反したとき
 - (8) 前各号に掲げるほか、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき
4. 本預金が、当行所定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行は本預金取り引きを停止し、または預金者に通知することにより本預金取り引きを解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に停止または解約できるものとします。
5. 第3項および前項による預金取り引きの停止または預金口座の解約によってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。
6. 第3項もしくは第4項により預金取り引きが停止され、解約を求める場合、または預金口座が解約され残高がある場合には、当行所定の方法により申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、別途定める本人特定事項の確認のための証明書類その他必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第7条. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第8条. 譲渡、質入れの禁止

1. 本預金または本預金口座取り引きにかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることができません。
2. 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第9条. 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. 本預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借り入れ金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、本預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借り入れ金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当行に提出してください。ただし、本預金で担保される債務がある場合には、当該債務、また当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- (1) 本預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借り入れ金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借り入れ金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当行は請求しないものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借り入れ金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借り入れ金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第10条. お客さま情報の取り扱い

1. 情報の取り扱い

当行との本預金取り引きに関し、当行はお客さまの情報を当行および当行の関連会社、代理人、その他の第三者に処理させることができるものとします。また、法令、裁判手続きその他の法的手続きまたは監督官庁により、顧客情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

2. 利用目的

当行は、お客さまの情報を以下の目的で利用することとします。

- (1) 預金口座、金融商品・サービスおよびそれに付帯するサービス、その他銀行が法令に基づき営むことができる業務およびこれらに付随する業務をご提供するため
 - (2) お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - (3) 各種お取り引きの解約やお取り引き解約後の事後管理のため
 - (4) 融資の実行および継続に際しての判断のため
 - (5) 金融商品・サービスのご購入に際しての取引時確認および取り引き適格性、その他取り引きを開始するか否かの判断または確認のため
 - (6) 金融商品・サービスの開発・研究やアンケートを行うため
 - (7) 金融商品・サービスのご案内を行うため
 - (8) 適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - (9) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - (10) 当行が他社から委託を受けたダイレクトメールの送付を行うため
 - (11) その他お客さまとの取り引き・契約を適切かつ円滑に履行するため
- なお、利用目的 (7) および (10) に定める当行または第三者の商品・サービス案内等のダイレクトメールを希望されないお客さまは、その旨お申し出ください。かかるお申し出を理由に、口座開設をお断りすることはありません。

第11条. システム障害、災害などに関する免責事項など

1. 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューターなどの障害によりサービスの取り扱いに遅延、不能などが生じたときはそれによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

2. 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴などがなされたことにより取り引き情報などが漏洩したときはそれによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. 天災、火災、騒乱などの不可抗力、または裁判所など公的機関の措置など、当行の責によらない事由により取り引きが遅延、または不能となった場合には、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
4. 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったときは、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第12条. 準拠法および管轄裁判所

1. 当行との本預金取り引きには日本法が適用されます。
2. 当行との本預金取り引きに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第13条. 本規定の変更

当行はお客さまに事前に通知することなく本規定を変更できるものとし、当行営業店窓口およびインターネットホームページ上に掲載することにより、お客さまに事前に変更内容を告知するものとしします。

第14条. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規則その他当行営業店窓口またはインターネットホームページへの掲載内容により取り扱います。

以上
平成29年1月1日現在

【自由金利型定期預金】

株式会社新銀行東京（以下「当行」といいます。）と法人用の自由金利型定期預金（以下「本預金」といいます。）の口座取り引きを行う法人のお客さまにつきましては、下記条項の他、別途定める各取引規定についても確認し、同意したものとしてお取り扱いいたします。

第1条. 預金の支払い時期

1. 本預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに第4条第2項所定の方法により支払います。
2. 自動解約入金の約定がある場合は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記第4条第2項所定の方法により支払います。

第2条. 預金の預け入れ

1. 本預金の預け入れ件数は1口座20件までとします。
2. 本預金の預け入れ金額は当行所定の金額以上1円単位で100億円未満とします。
3. 本預金口座では、手形、小切手その他の証券類の受け入れはできません。
4. 本預金の預け入れについては、お客さまが当行にお持ちの預金口座間の当行営業店窓口での振り替えの方法のみによるものとしします。

第3条. 利息

1. 本預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）、満期日以後（自動解約入金の約定がある場合は満期日）に本預金とともに本項に定める方法により支払います。

なお、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした本預金の利息の支払いは次によります。

- (1) 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の一年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、

各中間払日以後に指定口座へ支払います。指定口座へ入金できない場合には、当行所定の払戻請求書に記名押印して通帳とともに当行に提出してください。なお、当行営業店窓口での支払いについては、お客さまが当行にお持ちの預金口座への振り替えまたは当行もしくは他行の預金口座への振り込みのみお取り扱いし、現金の支払いにつきましては原則お取り扱いいたしません。

- (2) 中間払利息（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日以後（自動解約入金の約定のある場合は満期日）に本預金とともに第4条第2項所定の方法により支払います。
 - (3) 満期払利息および中間払利息ともに利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。
2. 本預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）、本預金とともに第4条第2項所定の方法により支払います。
 3. 当行がやむをえないものと認めて本預金を満期日前に全部解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）、本預金とともに第4条第2項所定の方法により支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(1) 預入日の1カ月後の応当日の前日までに解約する場合
解約日における普通預金の利率

(2) 預入日の1カ月後の応当日以後に解約する場合には、次の①および②の算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

①約定利率×70%

②約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日に本預金の元金を当初の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

4. 本預金については、一部解約ができません。
5. 本預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第4条. 預金の解約、書替継続

1. 本預金を解約（ただし、第1条第2項の満期日自動解約による入金の場合を除きます。）または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。
2. 当行営業店窓口での解約時の払い戻しについては、お客さまが当行にお持ちの預金口座への振り替えまたは当行もしくは他行の預金口座への振り込みのみお取り扱いし、現金の払い戻しにつきましては原則お取り扱いいたしません。

第5条. 届け出事項の変更、通帳の再発行等

1. 印章もしくは通帳を失ったとき、または、印章、商号、代表者名、住所その他の届け出事項に変更があったときは、直ちに所定の手続きに基づき、当行に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 印章または通帳を失った場合の本預金元利金の払い戻し、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
3. 通帳を再発行する場合は所定の手数料をお支払いください。

第6条. 解約

1. 本預金口座を解約する場合には、通帳とあらかじめ届け出の印章を持参のうえ、当行営業店窓口申し出てください。当行に登録された印影と届け出の印章との照合手続きの上、所定の手続きをいたします。
2. 解約により預金などが残る場合には、お客さまの当行または当行以外の金融機関口座への振り込み、当該金額の線引小切手の交付または郵送その他当行所定の方法で最終元利金のお支払いをいたします。これにより当行はお客さまに対するすべての責任を免れることができますものとします。なお、当該小切手を当行営業店窓口にお持ちいただいた場合でも、現金のお支払いにつきましては原則お取り扱いいたしません。
3. お客さまが次の各号のいずれか一つにでも該当した場合、当行は直ちに本預金取り引きの全部または一部を停止し、またはお客さまに通知することにより、本預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - (1) 本預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
 - (2) 口座開設時の届け出内容に虚偽があったことが明らかになったとき、または口座開設時の提出書類が真正でないことが判明したとき
 - (3) 本預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - (4) 口座開設後、犯罪収益移転防止法等所定の取引時確認が必要な場合、その他当行が必要と認めた場合で、再度当行が指定する証明書類の提出を求め、その提出がないとき（当行が定める期日までに当行に連絡がない場合、お届けの住所に発送したご本人さまをご確認できる書類の提出を求める通知書が不着のため当行に返送された場合、お届けの電話番号に連絡がとれない場合を含みます。）
 - (5) 当行のサービス提供に関する諸手数料の支払いがなかったとき
 - (6) お客さまの所在が不明となったとき
 - (7) お客さまが本規定に違反したとき
 - (8) 前各号に掲げるほか、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき
4. 本預金が、当行所定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行は本預金取り引きを停止し、または預金者に通知することにより本預金取り引きを解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に停止または解約できるものとします。
5. 第3項および前項による預金取り引きの停止または預金口座の解約によってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。
6. 第3項もしくは第4項により預金取り引きが停止され、解約を求める場合、または預金口座が解約され残高がある場合には、当行所定の方法により申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、別途定める本人特定事項の確認のための証明書類その他必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第7条. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第8条. 譲渡、質入れの禁止

1. 本預金もしくは本預金口座取り引きにかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることができません。
2. 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第9条. 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. 本預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借り入れ金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもとして、相殺することができます。なお、本預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借り入れ金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当行に提出してください。ただし、本預金で担保される債務がある場合には、当該債務、また当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) 本預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借り入れ金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借り入れ金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当行は請求しないものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借り入れ金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借り入れ金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第10条. お客さま情報の取り扱い

1. 情報の取り扱い

当行との本預金取り引きに関し、当行はお客さまの情報を当行および当行の関連会社、代理人、その他の第三者に処理させることができます。また、法令、裁判手続きその他の法的手続きまたは監督官庁により、顧客情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができます。

2. 利用目的

当行は、お客さまの情報を以下の目的で利用することとします。

- (1) 預金口座、金融商品・サービスおよびそれに付帯するサービス、その他銀行が法令に基づき営むことができる業務およびこれらに付随する業務をご提供するため
- (2) お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (3) 各種お取り引きの解約やお取り引き解約後の事後管理のため
- (4) 融資の実行および継続に際しての判断のため
- (5) 金融商品・サービスのご購入に際しての取引時確認および取り引き適格性、その他取り引きを開始するか否かの判断または確認のため
- (6) 金融商品・サービスの開発・研究やアンケートを行うため
- (7) 金融商品・サービスのご案内を行うため
- (8) 適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- (9) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (10) 当行が他社から委託を受けたダイレクトメールの送付を行うため
- (11) その他お客さまとの取り引き・契約を適切かつ円滑に履行するため

なお、利用目的 (7) および (10) に定める当行または第三者の商品・サービス案内等のダイレクトメールを希望されないお客さまは、その旨お申し出ください。かかるお申し出を理由に、口座開設をお断りすることはありません。

第 11 条. システム障害、災害などに関する免責事項など

1. 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューターなどの障害によりサービスの取り扱いに遅延、不能などが生じたときはそれによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
2. 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴などがなされたことにより取り引き情報などが漏洩したときはそれによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. 天災、火災、騒乱などの不可抗力、または裁判所など公的機関の措置など、当行の責によらない事由により取り引きが遅延、または不能となった場合には、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
4. 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったときは、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第 12 条. 準拠法および管轄裁判所

1. 当行との本預金取り引きには日本法が適用されます。
2. 当行との本預金取り引きに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第 13 条. 本規定の変更

当行はお客さまに事前に通知することなく本規定を変更できるものとし、当行営業店窓口およびインターネットホームページ上に掲載することにより、お客さまに事前に変更内容を告知するものとします。

第 14 条. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規則その他当行営業店窓口またはインターネットホームページへの掲載内容により取り扱います。

以上
平成 29 年 1 月 1 日現在

【変動金利定期預金 (法人用)】

株式会社新銀行東京 (以下「当行」といいます。) と法人用の変動金利定期預金 (以下「本預金」といいます。) の口座取り引きを行う法人のお客さまにつきましては、下記条項の他、別途定める各取引規定についても確認し、同意したものとしてお取り扱いいたします。

第 1 条. 自動継続

1. 本預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金 (法人用) に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
2. 本預金の継続後の利率は、当行所定の基準により、継続日を預入日としその 6 カ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金 (M 型) または自由金利型定期預金に適用される利率に、本預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、本預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
3. 継続を停止するときは、満期日 (継続をしたときはその満期日) までにその旨を当行に申し出てください。この申し出があったときは、本預金は満期日以後に第 5 条第 2 項所定の方法により支払います。
4. 初回満期日より自動継続扱いにて 10 年を経過した場合は、解約・新規の手続きにより新定期に切り替えてください。

第 2 条. 預金の預け入れ

1. 本預金の預け入れ件数は 1 口座 20 件までとします。
2. 本預金の預け入れ金額は一口 100 円以上 1 円単位で 100 億円未満とします。
3. 本預金口座では、手形、小切手その他の証券類の受け入れはできません。

4. 本預金の当行営業店窓口での預け入れについては、お客さまが当行にお持ちの預金口座間の振り替えの方法のみによるものとします。

第3条. 利率の変更

本預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。本条、第4条第1項第1号において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、当行所定の基準により、その日を預入日としその6カ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、本預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、本預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

第4条. 利息

1. 本預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを、それぞれ「約定利率」といいます。）によって計算し、次のとおり支払います。
 - (1) 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳記載の中間利払利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）によって計算し（利息計算によって生じた1円未満の端数は切り捨てます。）、利息の一部として、各中間利払日に指定口座に入金します。
 - (2) 最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
 - (3) 満期払利息および中間払利息ともに利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。
2. 当行がやむをえないものと認めて本預金を満期日前に全部解約する場合にはその利息は、次のとおり支払います。なお、利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。
 - (1) 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、本預金とともに第5条第2項所定の方法により支払います。
 - (2) 預入日の6カ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を本預金とともに第5条第2項所定の方法により支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。
 - ① 6カ月以上1年未満・・・約定利率×50%
 - ② 1年以上・・・約定利率×70%
3. 本預金については、一部解約ができません。
4. 継続を停止した場合の本預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後に本預金とともに第5条第2項所定の方法により支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）。
5. 本預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第5条. 預金の解約、書替継続

1. 本預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印

章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。

2. 当行営業店窓口での解約時の払い戻しについては、お客さまが当行にお持ちの預金口座への振り替えまたは当行もしくは他行の預金口座への振り込みのみお取り扱いし、現金の払い戻しにつきましては原則お取り扱いいたしません。

第6条. 届け出事項の変更、通帳の再発行等

1. 印章や通帳を失ったとき、または、印章、商号、代表者名、住所その他の届け出事項に変更があったときは、直ちに所定の手続きに基づき、当行に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 印章や通帳を失った場合の本預金元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
3. 通帳を再発行する場合は所定の手数料をお支払いください。

第7条. 解約

1. 本預金口座を解約する場合には、通帳とあらかじめ届け出の印章を持参のうえ、当行営業店窓口申し出てください。当行に登録された印影と届け出の印章との照合手続きのうえ、所定の手続きをいたします。
2. 解約により預金などが残る場合には、お客さまの当行または当行以外の金融機関口座への振り込み、当該金額の線引小切手の交付または郵送その他当行所定の方法で最終元利金のお支払いをいたします。これにより当行はお客さまに対するすべての責任を免れることができますものとします。なお、当該小切手を当行営業店窓口にお持ちいただいた場合でも、現金のお支払いにつきましては原則お取り扱いいたしません。
3. お客さまが次の各号のいずれか一つにでも該当した場合、当行は直ちに本預金取り引きの全部または一部を停止し、またはお客さまに通知することにより、本預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - (1) 本預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
 - (2) 口座開設時の届け出内容に虚偽があったことが明らかになったとき、または口座開設時の提出書類が真正でないことが判明したとき
 - (3) 本預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - (4) 口座開設後、犯罪収益移転防止法等所定の取引時確認が必要な場合、その他当行が必要と認めた場合で、再度当行が指定する証明書類の提出を求め、その提出がないとき（当行が定める期日までに当行に連絡がない場合、お届けの住所に発送したご本人さまをご確認できる書類の提出を求める通知書が不着のため当行に返送された場合、お届けの電話番号に連絡がとれない場合を含みます。）
 - (5) 当行のサービス提供に関する諸手数料の支払いがなかったとき
 - (6) お客さまの所在が不明となったとき
 - (7) お客さまが本規定に違反したとき
 - (8) 前各号に掲げるほか、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき
4. 本預金が、当行所定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行は本預金取り引きを停止し、または預金者に通知することにより本預金取り引きを解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に停止または解約できるものとします。
5. 第3項および前項による預金取り引きの停止または預金口座の解約によってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。
6. 第3項もしくは第4項により預金取り引きが停止され、解約を求める場合、または預金口座が解約され残高がある場合には、当行所定の方法により申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、別途定める本人特定事項の確認のための証明書類その他必要な書類等の提出または保証人を求めることがあ

ります。

第8条. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第9条. 譲渡、質入れの禁止

1. 本預金もしくは本預金口座取り引きにかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることができません。
2. 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第10条. 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. 本預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借り入れ金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、本預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借り入れ金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当行に提出してください。ただし、本預金で担保される債務がある場合には、当該債務、また当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) 本預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - (2) 借り入れ金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借り入れ金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当行は請求しないものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借り入れ金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借り入れ金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第11条. お客さま情報の取り扱い

1. 情報の取り扱い
当行との本預金取り引きに関し、当行はお客さまの情報を当行および当行の関連会社、代理人、その他の第三者に処理させることができるものとします。また、法令、裁判手続きその他の法的手続きまたは監督官庁により、顧客情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。
2. 利用目的
当行は、お客さまの情報を以下の目的で利用することとします。
 - (1) 預金口座、金融商品・サービスおよびそれに付帯するサービス、その他銀

行が法令に基づき営むことができる業務およびこれらに付随する業務をご提供するため

- (2) お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - (3) 各種お取引引きの解約やお取引引き解約後の事後管理のため
 - (4) 融資の実行および継続に際しての判断のため
 - (5) 金融商品・サービスのご購入に際しての取引時確認およびお取引引き適格性、その他お取引引きを開始するか否かの判断または確認のため
 - (6) 金融商品・サービスの開発・研究やアンケートを行うため
 - (7) 金融商品・サービスのご案内を行うため
 - (8) 適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - (9) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - (10) 当行が他社から委託を受けたダイレクトメールの送付を行うため
 - (11) その他お客さまとのお取引引き・契約を適切かつ円滑に履行するため
- なお、利用目的 (7) および (10) に定める当行または第三者の商品・サービス案内等のダイレクトメールを希望されないお客さまは、その旨お申し出ください。かかるお申し出を理由に、口座開設をお断りすることはありません。

第12条. システム障害、災害などに関する免責事項など

1. 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューターなどの障害によりサービスの取り扱いに遅延、不能などが生じたときはそれによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
2. 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴などがなされたことによりお取引引き情報などが漏洩したときはそれによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. 天災、火災、騒乱などの不可抗力、または裁判所など公的機関の措置など、当行の責によらない事由によりお取引引きが遅延、または不能となった場合には、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
4. 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったときは、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第13条. 準拠法および管轄裁判所

1. 当行との本預金お取引引きには日本法が適用されます。
2. 当行との本預金お取引引きに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第14条. 本規定の変更

当行はお客さまに事前に通知することなく本規定を変更できるものとし、当行営業店窓口およびインターネットホームページ上に掲載することにより、お客さまに事前に変更内容を告知するものとします。

第15条. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規則その他当行営業店窓口またはインターネットホームページへの掲載内容によりお取り扱いします。

以上
平成29年1月1日現在

定期預金お取引規定 (法人用：ステートメント式)

【積立定期預金】

株式会社新銀行東京(以下「当行」といいます)と法人用の積立定期預金(以下「本預金」といいます)の口座お取引を行う法人のお客さまにつきましては、下記条項の他、別途定める各お取引規定についても確認し、同意したものとしてお取り扱いいたします。

第1条. 預金の預け入れ等

1. 本預金の預け入れは1回あたり10万円以上とし、1円単位で口座振替により預け入れができます。
2. 本預金は、自由金利型定期預金(M型)〔法人〕で預け入れするものとします。

3. 本預金は、満期日の1カ月前まで預け入れができます。
4. 本預金の満期日は、初回預け入れ日より6カ月後、1年後、2年後、3年後のいずれかをご指定いただけます。
5. 本預金口座では、手形、小切手その他の証券類の受け入れはできません。
6. 本預金は、当行営業店窓口でお取り扱いができます。

第2条. 口座振替による預け入れ

1. 引落口座はお客さま名義の当行普通預金口座（以下、「指定口座」といいます。）とします。また、振替日、振替金額等は口座振替依頼書に記載のとおりとします。この場合、普通預金規定に関わらず、普通預金通帳および同戻請求書の提出は不要とします。
2. 振替日の当行所定の手続時刻において指定口座の残高が、振替金額に満たないときは、その月の振替は行いません。
3. 振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合は、あらかじめ当行所定の方法により当行に届け出てください。
4. 振替日当日が休日の場合には、前営業日に振り替えます。

第3条. 預金の支払時期

本預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに指定口座に入金します。また、自動積立契約は解除となります。

第4条. 利息

1. 本預金の利息は、預入日から満期日までの日数、および預入日現在におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金（M型）〔法人〕の利率に、当行所定の金利を上乗せした金利（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）、満期日に本預金とともに本項に定める方法により支払います。
なお、初回預け入れ日より2年後または3年後を満期日とした本預金の利息は次によります。
 - (1) 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に指定口座へ支払います。指定口座へ入金できない場合には、当行所定の払戻請求書に記名押印して当行に提出してください。
 - (2) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に本預金とともに当行の定める方法により支払います。
 - (3) 満期払利息および中間払利息ともに利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てとなります。
2. 本預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）、本預金とともに当行の定める方法により支払います。
3. 当行がやむをえないと認めて本預金を満期日前に全部解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の預入期間に応じた利率（小数点以下第3位以下は切り捨てます。）によって計算し（利息計算により生じた1円未満の端数は切り捨てます。）、本預金とともに当行の定める方法により支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
 - (1) 6カ月未満・・・解約日における普通預金の利率
 - (2) 6カ月以上1年未満・・・約定利率×50%
 - (3) 1年以上3年未満・・・約定利率×70%
4. 本預金は、一部解約できません。

5. 本預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第5条. 預金の解約

1. 本預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印のうえ、当行所定の方法により提出してください。
2. 解約により預金などが残る場合には、お客さまの当行または当行以外の金融機関口座への振り込み、当該金額の線引小切手の交付または郵送その他当行所定の方法で最終元利金のお支払いをいたします。これにより当行はお客さまに対するすべての責任を免れることができるものとします。なお、当該小切手を当行営業店窓口にお持ちいただいた場合でも、現金のお支払いにつきましては原則お取り扱いいたしません。
3. お客さまが次の各号のいずれか一つにでも該当した場合、当行は直ちに本預金取り引きの全部または一部を停止し、またはお客さまに通知することにより、本預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - (1) 本預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
 - (2) 口座開設時の届け出内容に虚偽があったことが明らかになったとき、または口座開設時の提出書類が真正でないことが判明したとき
 - (3) 本預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - (4) 口座開設後、犯罪収益移転防止法等所定の取引時確認が必要な場合、その他当行が必要と認めた場合で、再度当行が指定する証明書類の提出を求め、その提出がないとき（当行が定める期日までに当行に連絡がない場合、お届けの住所に発送したご本人さまをご確認できる書類の提出を求める通知書が不着のため当行に返送された場合、お届けの電話番号に連絡がとれない場合を含みます。）
 - (5) 当行のサービス提供に関する諸手数料の支払いがなかったとき
 - (6) お客さまの所在が不明となったとき
 - (7) お客さまが本規定に違反したとき
 - (8) 前各号に掲げるほか、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき
4. 本預金が、当行所定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行は本預金取り引きを停止し、または預金者に通知することにより本預金取り引きを解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に停止または解約できるものとします。
5. 第3項および前項による預金取り引きの停止または預金口座の解約によってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。
6. 第3項もしくは第4項により預金取り引きが停止され、解約を求める場合、または預金口座が解約され残高がある場合には、当行所定の方法により申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、別途定める本人特定事項の確認のための証明書類その他必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第6条. 届出事項の変更等

1. 印章を失ったとき、または印章、商号、代表者名、住所その他の届け出事項に変更があったときは、直ちに所定の手続きに基づき、当行に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 印章を失った場合の本預金元利金の払い戻しは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第7条. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第8条. 譲渡、質入れの禁止

1. 本預金または本預金口座取り引きにかかる一切の権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることができません。
2. 当行はやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第9条. 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. 本預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借り入れ金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、本預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借り入れ金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、本預金で担保される債務がある場合には、当該債務、また当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) 本預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借り入れ金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借り入れ金等を期限前弁済することにより発生する損害金については、当行は請求しないものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借り入れ金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借り入れ金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第10条. お客さま情報の取り扱い

1. 情報の取り扱い

当行との本預金取り引きに関し、当行はお客さまの情報を当行及び当行の関連会社、代理人、その他の第三者に処理させることができるものとします。また、法令、裁判手続きその他の法的手続きまたは監督官庁により、顧客情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

2. 利用目的

当行は、お客さまの情報を以下の目的で利用することとします。

- (1) 預金口座、金融商品、サービスおよびそれに付帯するサービス、その他銀行が法令に基づき営むことができる業務およびこれらに付随する業務をご提供するため
- (2) お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (3) 各種お取り引きの解約やお取り引き解約後の事後管理のため
- (4) 融資実行および継続に際しての判断のため
- (5) 金融商品・サービスのご購入に際しての取引時確認および取り引き適格性、その他取り引きを開始するか否かの判断または確認のため
- (6) 金融商品・サービスの開発・研究やアンケートを行うため
- (7) 金融商品・サービスのご案内を行うため
- (8) 適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

- (9) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - (10) 当行が他社から委託を受けたダイレクトメールの送付を行うため
 - (11) その他お客さまとの取り引き・契約を適切かつ円滑に履行するため
- なお、利用目的 (7) および (10) に定める当行または第三者の商品、サービス案内等のダイレクトメールを希望されないお客さまは、その旨お申し出ください。かかるお申し出を理由に、口座開設をお断りすることはありません。

第 11 条. システム障害、災害などに関する免責事項など

1. 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューターなどの障害によりサービスの取り扱いに遅延、不能などが生じたときはそれによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
2. 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴などがなされたことにより取り引き情報などが漏洩したときはそれによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. 天災、火災、騒乱などの不可抗力、または裁判所などの公的機関の措置など、当行の責によらない事由により取り引きが遅延、または不能となった場合には、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
4. 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったときは、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第 12 条. 準拠法および管轄裁判所

1. 当行との本預金取り引きには日本法が適用されます。
2. 当行との本預金取り引きに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第 13 条. 本規定の変更

当行はお客さまに事前に通知することなく本規定を変更できるものとし、当行営業店窓口およびインターネットホームページ上に掲載することにより、お客さまに事前に変更内容を告知するものとしします。

第 14 条. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規則その他当行営業店窓口またはインターネットホームページへの掲載内容により取り扱います。

以上
平成 29 年 1 月 1 日現在

振込規定

株式会社新銀行東京（以下「当行」といいます。）と振込取引を行うお客さまにつきましては、下記条項の他、別途定める各取引規定についても確認し、同意したものとしてお取り扱いいたします。

第 1 条. 適用範囲

振込依頼書または振込機による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座宛の振り込みについては、この規定により取り扱います。

第 2 条. 振り込みの依頼

1. 振込依頼書による振り込みの依頼は、次により取り扱います。
 - (1) 振り込みの依頼は窓口営業時間内に受け付けます。
 - (2) 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振り込み先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振り込み金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他所定の事項を正確に記入してください。
 - (3) 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
2. 振込機による振り込みの依頼は次により取り扱います。
 - (1) 振込機は当行所定の時間内に利用することができます。
 - (2) 当行は、現金を振り込み資金とする振り込みを取り扱いません。キャッシュカードを使用して、振り込み資金を預金口座からの振り替えにより払い戻す方法による振り込みのみを受け付けます。

- (3) 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振り込み先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振り込み金額その他所定の事項を正確に入力してください。振り込み資金を提携先に開設された預金口座から振り替えて振り込みの依頼をする場合には、依頼人の電話番号も正確に入力してください。
 - (4) 当行は振込機に入力された事項を依頼内容とします。
3. 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 4. 振り込みの依頼にあたっては、振り込み資金、振込手数料その他この取り引きに関連して必要となる手数料（以下「振り込み資金等」といいます。）を支払ってください。

第3条. 振り込み契約の成立

1. 振込依頼書による場合には、振り込み契約は、当行が振り込みの依頼を承諾し振り込み資金等を受領したときに成立するものとします。
2. 振込機による場合には、振り込み契約は、当行がコンピューター・システムにより振り込みの依頼内容を確認し振り込み資金等の受領を確認したときに成立するものとします。
3. 前2項により振り込み契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書またはご利用明細等（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

第4条. 振込通知の発信

1. 振り込み契約が成立したときは、当行は、依頼内容に基づいて、振り込み先の金融機関宛に依頼日当日に電信扱いにより振込通知を発信します。ただし、窓口振込受付時間終了間際、振り込み事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
2. 銀行法上の休日または銀行法上の営業時間終了後に振込機による振り込みの依頼を受け付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。

第5条. 証券類による振り込み

当行は、手形、小切手その他の資金化されていない証券類による振り込み資金等の受け入れはいたしません。

第6条. 取り引き内容の照会等

1. 受取人の預金口座に振り込み金の入金が行われていない場合には、すみやかに営業店（テレフォンバンキングによる振り込みの場合には、コールセンター）に照会してください。この場合には、振り込み先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
2. 当行が発信した振込通知について振り込み先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合にはすみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 当行預金口座からの振り替えにより振り込み資金を払い戻す方法による振り込みで、振り込み先の金融機関へ入金できない場合には、依頼人の組み戻し依頼を受けることなく振り込み資金を組み戻し、振り込み資金等を振り替えた預金口座に入金できるものとします。この場合、振込手数料を返却しません。それによって生じた一切の損害について当行は責任を負いません。現金等による振り込みの場合、入金口座なし等の事由により振り込み資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組み戻しの手続きに準じて振り込み資金の受領等の手続きをとってください。この場合も振込手数料は返却いたしません。

第7条. 依頼内容の変更

1. 振り込み契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、当行国内営業店に

において次の訂正の手続きにより取り扱います。ただし、振り込み先の金融機関・店舗名および振り込み金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組み戻しの手続きにより取り扱います。

- (1) 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。
 - (2) 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振り込み先の金融機関に発信します。
2. 前項の訂正の取り扱いについては、提出された訂正依頼書および振込金受取書等を、当行所定の方法により相当の注意をもってその内容を確認し、真正なものと認めたとえ、訂正の手続きをした場合は、これによって生じた損害については当行は責任を負いません。
 3. 第1項の場合において、振り込み先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には受取人との間で協議してください。

第8条. 組み戻し

1. 振り込み契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、当行国内営業店において次の組み戻しの手続きにより取り扱います。
 - (1) 組み戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。
 - (2) 当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振り込み先の金融機関に発信します。
 - (3) 振り込み資金は組戻依頼書に指定された方法により返却します。
 - (4) 組み戻しの手続きにあたっては、当行所定の手数料をお支払いいただきます。
2. 前項の組み戻しの取り扱いおよび組み戻しされた振り込み資金の返却については、提出された組戻依頼書および振込金受取書等を、当行所定の方法により相当の注意をもってその内容を確認し、真正なものと認めたとえ、組み戻しの手続きをした場合は、これによって生じた損害については当行は責任を負いません。
3. 第1項の場合において、振り込み先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組み戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第9条. 通知・照会の連絡先

1. この取り引きについて依頼人に通知・照会をする場合には、振り込みの依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振り込み資金等を振り替えた預金口座について届け出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
2. 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第10条. 手数料

1. 振り込みの受け付けにあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。
2. 組み戻しおよび依頼内容の変更の受け付けにあたっては、当行所定の訂正組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。また、組み戻しができなかったときも、訂正組戻手数料は返却しません。
3. 組み戻しされた振り込み資金を返却せず、改めてその資金による振り込みの受付をするときは、訂正組戻手数料と併せて当行所定の振込手数料をいただきます。
4. この取り引きについて、特別の依頼または処理により要した費用は、別途いただきます。
5. 手数料は、当行所定の預金規定およびキャッシュカード規定等にかかわらず、払戻請求書、キャッシュカード等の提出なしに依頼人が当行に保有する預金口座から、自動的に引き落とすことができるものとします。

第11条. 災害等による免責

次の各号の事由により振り込み金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

1. 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
2. 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
3. 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

第12条. 譲渡、質入れの禁止

振込金受取書等およびこの取り引きに基づく依頼人の権利には、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定することができません。

第13条. 預金規定等の適用

1. 振り込み資金等を当行の預金口座から振り替えて振り込みの依頼をするにあたり、預金の払い戻しについては、第10条第5項の定めによる場合を除き、関係する当行所定の預金規定およびキャッシュカード規定等により取り扱います。
2. 振り込み資金等を提携先に開設された預金口座から振り替えて振り込みの依頼をする場合における預金の払い戻しについては、提携先の定めにより取り扱います。

以上

平成25年4月1日現在

キャッシュカード規定

第1条. カードの利用

1. 普通預金口座（決済用預金を選択された場合も合わせて「普通預金」と標記します。総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じとします。）について発行したキャッシュカード（新銀行東京カード、クレジットカード機能等が一体化されたクレジット一体型新銀行東京カード、法人カードを含み、以下「カード」といいます。）は、それぞれ当該口座について、次の取り引きに利用することができます。
 - (1) 当行がオンライン自動入金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の入金機能を有する自動機を使用して普通預金に預け入れる場合。
 - (2) 当行がオンライン自動出金機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）の出金機能を有する自動機を使用して預金を払い戻す場合。
 - (3) 出金提携先のうち当行がオンライン自動出金機の共同利用による振り込み業務を提携した金融機関等（以下「カード振り込み提携先」といいます。）の振り込み機能を有する自動機を使用して預金を振り替えにより払い戻し、その払い戻し金を振り込み資金として振り込みを依頼する場合。
 - (4) その他当行が別に定めた取り引きを行う場合。
2. カードは、当行および入金提携先・出金提携先・カード振り込み提携先（以下「提携先」といいます。）所定の時間帯に限り、利用することができます。
3. 法人の普通預金口座について発行したカードは、提携先の都合により提携先の自動機でご利用できない場合があります。

第2条. カードの有効期限

1. 平成23年12月6日までに発行されたカードには有効期限があります。カードの有効期限（以下「有効期限」といいます。）は当行が指定するものとし、カード表面に表示された年月の末日までとします。
2. 平成23年12月7日以降に発行されたカードについては、有効期限はありません。カード券面には有効期限は表示されません（または、有効期限は「--/--」で表示されます）。
3. カードの有効期限が到来する場合、有効期限のない新たなカードを発行します。

第3条. 自動機による預金の預け入れ

1. 入金提携先の自動機を利用してカードにより預金を当行の普通預金口座に預け入れる場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。操作完了後は預け入れの取り消しや、預け入れ金額の変更はできません。
2. 自動機による預け入れは、自動機の機種により入金提携先が定めた種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預け入れは、当行（入金提携先の自動機使用の場合は、その入金提携先）が定めた枚数による金額の範囲内とします。

第4条. 自動機による預金の払い戻し

1. 出金提携先の自動機を使用して預金を払い戻す場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届け出の暗証番号と金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書および通帳の提出は不要とします。
2. 自動機による払い戻しは、自動機の機種により出金提携先が定めた金額単位とし、1回あたりの払い戻しは、出金提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払い戻しは当行が定めた金額の範囲内とします。
3. 自動機による払い戻しをする場合に、第6条第2項の自動機利用手数料金額と払い戻し金額との合計額が、払い戻すことのできる金額（総合口座取引については、当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払い戻しはできません。

第5条. 自動機による振り込み

1. 自動機を使用して預金を振り替えにより払い戻し、その払い戻し金を振り込み資金として振り込みを依頼する場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届け出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書および通帳の提出は不要とします。
2. 自動機による振り込みは、自動機の機種によりカード振り込み提携先が定めた金額単位とし、1回あたりの振り込みは、カード振り込み提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振り込みは当行が定めた金額の範囲内とします。
3. 自動機を使用して振り込みを依頼する場合に、振り込み金額、第6条第2項の出金手数料金額、および第6条第3項の振込手数料金額の合計額が、預金を払い戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振り込みはできません。

第6条. 自動機利用手数料

1. 自動機を使用して預金に預け入れる場合には、当行および入金提携先所定の自動機使用に関する手数料（以下「入金手数料」といいます。）を、預金の預け入れ時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引き落とします。なお、入金提携先の入金手数料は、当行から入金提携先に支払います。
2. 自動機を使用して預金を払い戻す場合（自動機を使用して預金を振り替えにより払い戻し、その払い戻し金を振り込み資金として振り込みを依頼する場合も含みます。）には、当行および出金提携先所定の自動機使用に関する手数料（以下「出金手数料」といいます。）を、預金の払い戻し時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引き落とします。なお、出金提携先の出金手数料は、当行から出金提携先に支払います。
3. 自動機を使用して振り込みを依頼する場合には、当行およびカード振り込み提携先所定の振込手数料を、振り込み資金の払い戻し時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引き落とします。なお、カード振り込み提携先の振込手数料は、当行からカード振り込み提携先に支払います。

第7条. カードによる預け入れ・払い戻し・振り込み金額等の通帳記入

カードにより預け入れた金額、払い戻した金額（振り込み資金として払い戻した金額を含みます。以下同じ）、入金手数料金額、出金手数料金額および振込

手数料金額は、それぞれの金額を分けて入出金明細に記入することとします。
通帳発行の場合は、通帳を当行営業店窓口へ提出された場合に記帳します。

第8条. カード・暗証の管理等

1. 当行は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届け出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払い戻しを行います。
2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払い戻し停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、当行所定の方法により当行に届け出てください。
4. 当行に届け出た暗証番号と異なる暗証番号を当行所定の回数以上連続して入力した場合は、当行は当該カードによる取り引きを停止します。取り引きを再開する場合には、当行所定の手続きによるものとします。
5. カードの暗証番号は、当行所定の手続きに従い、書面による届け出により変更することができます。カードの暗証番号について盗用または不正使用その他これに類する事由のおそれがあるときは、直ちに当行へ連絡するとともに、当行営業店窓口にて直ちに變更してください。

第9条. 偽造カード等による払い戻し等

1. 偽造または変造カードによる払い戻しについて、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払い戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。
2. 本人が個人以外の場合、当行がカードの電磁的記録によって、自動機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのものとして処理し、入力された暗証番号と届け出の暗証番号との一致を確認して預金の払い戻しをしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払い戻しが偽造または変造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について、当行がカードを貸与したお客さまの責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任についてはこの限りではありません。

第10条. 盗難カードによる払い戻し等

1. 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払い戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払い戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - (2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払い戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失が

あることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

3. 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払い戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - (1) 当該払い戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ①本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - ②本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - ③本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第11条. カードの紛失、届け出事項の変更等

1. カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届け出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届け出てください。
2. 第1項の届け出前に、第三者からカードを拾得した旨の通知があった場合、当行は直ちにカードによる預金の払い戻し停止の措置を講じます。この場合、速やかに本人から当行所定の方法によって当行に届け出てください。
3. 届け出事項の変更を届け出る場合で、当行が必要と認めるときは、カードもあわせて提出してください。

第12条. カードの再発行等

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第13条. 自動機への誤入力等、自動機故障時の取り扱い

1. 自動機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力または自動機の誤操作等により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。
2. 停電、故障等により自動機による預け入れ、払い戻し、振り込み等の取り扱いができない場合があります。そのために生じた損害について当行および提携先は責任を負いません。

第14条. 解約、カードの利用停止等

1. 預金口座を解約する場合やカードを再発行し、元のカードが利用できなくなった場合、またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを裁断その他の方法により再利用が不可能な状態にしたうえで当行に返却、または破棄してください。なお、当行規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却、または破棄してください。
2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
3. 次の場合には、連絡を行うことなくカードの利用を停止することがあります。
 - (1) 「譲渡、質入れ等の禁止」の条項に定める規定に違反した場合
 - (2) 預金口座に関し、最終の預入れまたは払い戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - (3) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
 - (4) 本人がカードを失った場合
 - (5) 本人の所在が不明となった場合
 - (6) 当行規定に定める事由により、預金口座が利用停止となった場合

(7) その他カードの利用の停止を必要とする相当の事由が生じた場合

第15条. カードの所有権、譲渡、質入れ等の禁止

1. カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。ただし、カードのうち、クレジット機能が一体化されたカード(以下「クレジット一体型新銀行東京カード」といいます。)の所有権は当行又は当行とクレジットカード会社両社(以下「両社」といいます。)に帰属するものとし、当行または両社が本人にカードを貸与するものとします。
2. カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

第16条. 規定の準用

1. この規定に定めのない事項については、総合口座取引規定、振込規定、その他カード利用にかかる当行の定める取り引きの規定により取り扱います。
2. カード振り込み提携先の自動機を使用して振り込みをおこなう場合には当行の振り込み規定にかえて、当該カード振り込み提携先の定めにより取り扱います。

第17条. 規定の変更等

当行は、本規定を変更しようとする場合には、その変更内容を事前に店頭表示、当行インターネットホームページその他の相当な方法により公表または告知することにより、本規定を変更できるものとします。変更内容は、公表または告知の際に定める相当期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

平成25年4月1日現在

キャッシュカード盗難保険規定

株式会社新銀行東京(以下「当行」といいます。)は保険会社との間で、当行が発行したキャッシュカード、または事業性カードローンカード(以下「カード」といいます。)を対象に当行に普通預金口座(決済用預金を選択された場合も合わせて普通預金と標記します。)、または事業性カードローン口座を有するすべてのお客さまを被保険者としたキャッシュカード盗難保険契約(以下「カード盗難保険」といいます。)を締結します。本保険契約の運営は下記条項に従うものとします。

第1条. カードの盗難、紛失、偽造または変造などの届け出

次の場合、お客さまは直ちに当行所定の方法により当行に届け出るとともに、かならず所轄の警察署にも届け出てください。

お客さまが正当な理由なく当行への届け出を行わず、損害が発生した場合には、保険金は支払われません。

- ①カードが盗難にあい、または紛失をしたことを知った場合。
- ②キャッシュカード規定、または事業性カードローンカード規定に定める出金機能を有する自動機、またはデビットカード取引規定に定める端末機の設置場所において、第三者からカードにより現金の引き出しまたは代金の支払いを強要され、かつ、その引き出された現金または購入した商品を奪われた場合。
- ③カードを偽造または変造されたことを知った場合。

(注) カードの偽造とは「真正カードに似せて新たにカードを作成すること」をいい、カードの変造とは「真正カードのデータを変換すること」をいいます。

第2条. 保険金支払の対象期間および限度額

第1条①②③の事由により、お客さまが損害を被った場合で、お客さまが当行所定の期間内に当行所定の方法により保険金を請求した場合には、カード盗難保険の定めるところにより、損害の全部または一部に対して保険金が支払われます。保険金の支払いは第1条にもとづきお客さまより当行が盗難、紛失、偽造または変造の届け出を受理した日の30日前以降、受理日までの31日間に行なわれた不正使用による損害に限り、普通預金口座について1口座あたり年間200万円を、また事業性カードローン口座については当該口座に設定した当座貸越極度金額を限度とします。但し、すでに保険金を支払っている場合はその金額を差し引いた金額を限度とします。

第3条. 保険金が支払われない場合

1. 第2条にかかわらず、下記事由による損害に対して保険金は支払われません。
 - ①お客さままたはその法定代理人（お客さまが法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - ②お客さまの同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行い、もしくは加担した盗難、偽造または変造によって生じた損害
 - ③カードがお客さまに到達する前に生じた盗難、紛失、偽造または変造
 - ④他人に譲渡、貸与または担保差入されたカードの使用による損害
 - ⑤カードに記載された有効期限を経過した後に行われた使用による損害
 - ⑥キャッシュカード規定、総合口座取引規定、事業性カードローンカード規定、事業性カードローン契約規定など、当行が定める規定に違反したことにより生じた損害
 - ⑦預金残高照合が行われない場合、または、預金担保当座貸越口座がある場合は、貸越残高照合が行われない場合に生じた損害
 - ⑧自動機およびデビットカード端末機が正常に機能しない状態で行われた使用による損害
 - ⑨当行が第1条の通知を受理した日を含む31日前以前に生じた不正使用による損害
 - ⑩当行が第1条の通知を受理した日の翌日以降に生じた不正使用による損害
 - ⑪戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染させた物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故など、著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた盗難、紛失、偽造または変造により生じた損害
2. 前項の損害の他、お客さまが当行またはカード盗難保険の引受保険会社が求める書類などを提出しない場合、提出した書類などに不正の表示をした場合、所轄警察署への届け出を行わなかった場合、被害状況調査への協力を行わなかった場合および損害防止、軽減の努力を行わなかった場合についても、保険金は支払われません。

第4条. 他の保険契約がある場合の取扱

第1条の事由によりお客さまが被った損害の全部または一部に対して、保険金を支払うべき他の保険契約がある場合は、カード盗難保険より支払われる保険金が減額される場合があります。

第5条. 本規定の変更

当行は、本規定を変更しようとする場合には、その変更内容を事前に店頭表示、インターネットホームページ他の相当な方法により公表または告知することにより、本規定を変更できるものとします。変更内容は、公表または告知の際に定める相当期間を経過した日から適用されるものとします。

第6条. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の他の規則その他当行営業店等窓口またはインターネットホームページへの掲載内容により取り扱います。

以上

平成25年4月1日現在

